

東松山市快適で住みよい住宅耐震《診断》 補助金交付制度 申請のご案内

この制度は、地震による既存木造住宅の倒壊等の被害を防ぐため、既存木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、市民のみなさまが安全で安心して生活できる災害に強いまちづくりを推進することを目的としています。

1. 補助対象建築物

以下の基準に全て該当するものが補助対象となります。

- ①東松山市内の既存木造一戸建て住宅
*兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの
- ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ③階数が2階以下のもの（地階を除いた階数）

2. 補助対象者

以下の基準に全て該当する人が補助対象となります。

- ①補助対象建築物を所有している
- ②市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がない

3. 耐震診断の方法

以下の基準に全て該当するものが対象となります。

- ①建築士事務所に属する建築士が行う耐震診断
*建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けたものが開設する建築士事務所）
*建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士）
- ②以下のいずれかの方法で行う耐震診断
○財団法人日本建築防災協会作成「木造住宅の耐震診断と補強方法」
○平成18年国土交通省告示第184号別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」の「第1 建築物の耐震診断の指針」における方法と同等と認められる方法

4. 補助金交付額

耐震診断に要した費用の 1/2 の額 （千円未満を切り捨てた額）

* 上限 5万円

（計算例 1）

耐震診断費用 85,000 円 × 1/2 = 42,500 円
補助金交付額 = 42,000 円（千円未満切り捨て）

（計算例 2）

耐震診断費用 120,000 円 × 1/2 = 60,000 円
補助金交付額 = 50,000 円（上限5万円）

5. 補助金交付回数

1戸につき1回限り

東松山市快適で住みよい住宅耐震《診断》補助金交付手続きの流れ

申請者が提出する書類

①
④
⑥

市（住宅建築課）が発行する書類

②
⑤

① 必要書類を添付し、申請書を提出してください。（1部 提出）

東松山市快適で住みよい住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）

※令和8年1月9日までに提出。

<添付書類>

- 1 付近見取図、配置図及び平面図
- 2 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- 3 耐震診断を行う建築士事務所又は建設業者の事務所登録通知書の写し
及び建築士の建築士免許証の写し
- 4 納税証明書（市民税、固定資産税、軽自動車税）
- 5 昭和56年5月31日以前に着工されることがわかる書類（課税証明書 等）
- 6 その他市長が必要と認める書類（委任状 等）

② 要綱に適合していることを確認し、交付確定通知書により通知いたします。 （郵送又は窓口）

東松山市快適で住みよい住宅耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）

※補助金交付決定後に、耐震診断を取りやめるときは、
「東松山市快適で住みよい住宅耐震診断中止届（様式第3号）」
を提出してください。

③ 耐震診断を実施してください。

④ 必要書類を添付し、完了報告書を提出してください。（1部 提出）

東松山市快適で住みよい住宅耐震診断完了報告書（様式第4号）

※「耐震診断完了後1か月以内」又は「令和8年3月13日」のいずれか
早い日までに提出。

<添付書類>

- 1 耐震診断の結果報告書の写し
- 2 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

⑤ 補助金の額を確定し、補助金確定通知書により通知いたします。 （郵送又は窓口）

東松山市快適で住みよい住宅耐震診断補助金確定通知書（様式第5号）

⑥ 請求書を提出してください。

東松山市快適で住みよい住宅耐震診断補助金交付請求書（様式第6号）

⑦ 補助金を交付いたします。

補助金交付

※ご不明な点は、住宅建築課までお問い合わせください。

申請・問合せ先：東松山市役所 都市計画部 住宅建築課（分室 2階）

TEL 0493-21-1464（直通）